

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会開催要領

厚生労働省健康局

医薬食品局

食品安全部

第1 趣旨

国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬食品局長（食品安全部長）の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2 検討課題

- 1 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置付けるか。

「医薬品－現行制度に基づく保健機能食品－いわゆる健康食品－一般食品」の体系のあり方

- 2 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。

「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応えうる「健康食品」はどうあるべきか。

- 3 1及び2を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

第3 検討会の進め方及びメンバーの構成

- 1 検討課題が多岐にわたることから、まず、現状・実態を踏まえた論点整理を行うため、学識経験者のみにより構成される検討会において、関係者からヒアリングを行い、平成15年8月を目途に論点整理を行う。

- 2 1の論点整理を踏まえ、検討会のメンバーに関係者を加え、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討し、早急に提言を取りまとめる。（メンバーは別紙）

#### 第4 座長

- 1 検討会に座長を置き、メンバーの互選によって選任する。
- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

#### 第5 検討会の運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は、原則として、公開にて行う。
  - (2) 会議の資料は、会議終了後厚生労働省ホームページ等により公開する。
  - (3) 会議の議事録については、会議の終了後、メンバーの了解を得た上で、厚生労働省ホームページ等により公開する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

#### 第6 その他

検討会の庶務は、健康局総務課生活習慣病対策室及び医薬食品局監視指導・麻薬対策課の協力を得て、医薬食品局食品全部基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

## 「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会の開催状況

### ○ 開催

- ・ 第1回 (4月23日) 「健康食品」を取り巻く現状、検討会の進め方

### ○ 団体ヒアリング及び意見募集

- ・ 第2回 (5月9日) (社) 日本栄養士会・(社) 日本薬剤師会
- ・ 第3回 (5月27日) (社) 日本医師会・主婦連合会
  - ・ 全国消費者団体連絡会・日本生活協同組合連合会
- ・ 第4回 (6月6日) (財) 日本健康・栄養食品協会
  - ・ 薬業健康食品研究会・健康と食品懇話会
  - ・ CRN JAPAN ・日本大衆薬工業協会
- ・ 第5回 (6月25日) NPO法人 全日本健康自然食品協会
  - ・ 未来食品技術研究会・NNFA ジャパン
  - ・ 在日米国商工会議所 栄養補助食品小委員会
  - ・ 社団法人 日本栄養・食糧学会 ・日本生薬学会
- ・ 第6回 (7月15日) (財) 食品産業センター・(社) 日本通信販売協会
  - ・ 食品保健指導士会 ・日本機能性食品医用学会
  - ・ 日本流動食協会 ・NPO蜂医研究会

### ○ 論点整理

- ・ 第7回 (9月3日) ・論点整理の項目案の検討
- ・ 第8回 (10月3日) ・論点整理案の検討
- ・ 10月20日 論点整理の確定

### ○ 制度検討 (メンバー8人追加)

- ・ 第9回 (10月24日) ・「健康食品」に係る制度のあり方について
- ・ 第10回 (12月5日) //